

# アジア開発銀行 アカウンタビリティ・ メカニズム

ADB 支援プロジェクトの影響を受けた住民の声を聞き、 開発効果を促進するために

## アジア開発銀行について

アジア開発銀行(ADB)は63カ国が加盟する 国際開発金融機関であり、アジア太平洋地域 の貧困削減を目標にしています。ADBは開発 途上加盟国(DMCs)の政府や民間企業に対し、 融資、技術支援、無償援助(贈与)、直接投資 および保証などを提供することで、さまざまな 開発事業を通し、人びとの生活の質を改善する 支援をしています。



# ADBアカウンタビリティ・ メカニズムとは?

2003年5月、ADBは従来の検査機能に代わる制度として、新たなアカウンタビリティ・メカニズムを承認しました。このメカニズムは、ADBの支援するプロジェクトにより害を被った住民と問題解決策を模索し、ADBの業務政策や手続きへの違反を明らかにするために設置されました。

新アカウンタビリティ・メカニズムの設置は、ADBの開発効果およびプロジェクトの質、そして業務の透明性を強化するための活動の一環でもあります。

このメカニズムの主な特徴は、協議フェーズと遵守審査フェーズという2つの機能で構成されていることです。最初に、ステークホルダー間で問題解決に焦点を当てた協議を行います。この段階で満足のいく解決策が得られなかった場合、また申し立ての内容が協議フェーズで不適格とされた場合、または協議のプロセスがほぼ終了し、政策や手続きの遵守に関する問題が浮上した場合は、申立者は遵守審査フェーズで政策や手続きの遵守に関する問題の審査を要請することができます。

# 協議フェーズとは?

- 協議フェーズは、ADBの支援するプロジェクトにより害を被った住民の問題解決の支援を目的としており、ADBのスペシャル・プロジェクト・ファシリテーターによる調整の下で行なわれます。
- 協議フェーズは、異議申し立てが適格かどうかを 判断することから始まります。被影響住民による 異議申し立てが受諾された場合は、申し立て者や プロジェクト実施者、開発途上加盟国の政府やスポンサーとなっている民間セクターやADBなど、全てのステークホルダー間で合意を得ることが図られます。ただし、スペシャル・プロジェクト・ファシリテーターは、開発途上加盟国の内政問題には干渉することはありません。
- スペシャル・プロジェクト・ファシリテーターは、 問題解決のための手段を提案することがありますが、ADBの各事業局によるプロジェクト運営の役割にとって代わることはありません。ADBの総裁直属のスペシャル・プロジェクト・ファシリテーターは、対策を提案し、協議を通して得られた合意の実施状況を監視します。

「全てのステークホルダーの支持をもって、プロジェクトの影響を受ける現地 住民の訴えに ADB が注意を払い、アカウンタビリティを向上させるための 透明性のあるプロセスを確立するという要求に、ADBの アカウンタビリティ・メカニズムが応えるものと確信しております。」

千野忠男 ADB総裁 2003年12月、 ADBアカウンタビリティ・メカニズム施行に関する声明



## 遵守審査フェーズとは?

- 遵守審査フェーズでは、プロジェクトにより住民が被った直接かつ重大な害と、これがプロジェクトの立案、実施までの手順、および実施におけるADBの業務政策や手続きへの違反によるものかどうかの調査に焦点が当てられます。この審査は、ADB事務局から独立した組織である遵守審査パネルにより行われます。
- 遵守審査は、遵守審査パネルが要請の適格性についてADBの理事会に勧告することから始まります。要請が承認されれば、遵守審査パネルが独立した調査を行い、プロジェクト実施における政策遵守(プロジェクトの範囲や実施に対する改善措置を含む)を徹底するため、理事会に勧告します。
- 遵守審査パネルは、遵守審査パネル部、という事 務局を持ちます。遵守審査パネルはさらに、理事 会が承認した改善措置の実施状況も監視します。

# 誰が異議/要請ができるのか?

- ADBが支援するプロジェクトの実施国、または隣接する加盟国に住む2人以上で構成されるグループで、団体や連合体、個人で構成されるその他の組織。
- プロジェクトにより害を被った住民が選任した当該地の代表。
- 当該地で代表が見つからない場合、スペシャル・ プロジェクト・ファシリテーターが同意すれば当 該地外の者も例外的に認められます。
- 実施中のプロジェクトに関連して、理事会のメンバーは遵守審査の要請を特別に行うことができます。



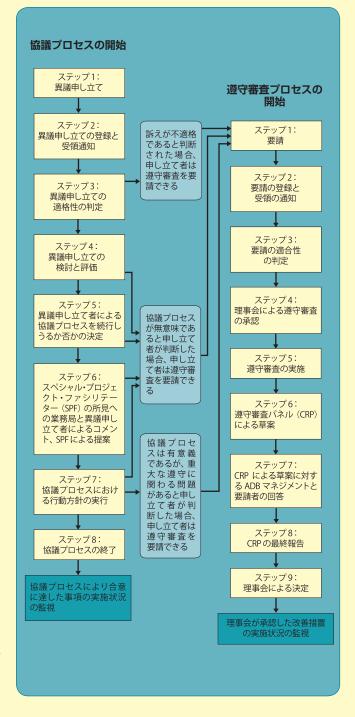
## 異議/要請の方法

申し立て者は、まずスペシャル・プロジェクト・ファシリテーターに対して異議を申し立てます。ただし、申し立てが不適格とされた場合、また協議のプロセスにおけるスペシャル・プロジェクト・ファシリテーターの提案に不服がある場合、または協議のプロセスの中で遵守の問題に懸念が出てきた場合は、異議申し立て者は遵守審査パネルに異議を申し立てることができます。

異議/要請は書面で、スペシャル・プロジェクト・ファシリテーター/事務局、または遵守審査パネルに郵便、ファックス、電子メールで送るか、あるいはADBの本部、駐在事務所、または駐在代表事務所に手渡ししなければなりません。書面は英語で、または英語への翻訳が不可能な場合は、ADBの開発途上加盟国の公用語および国語で記述することができます。申し立て者の身元は要望があれば非公開とすることができますが、匿名での申し立ては認められません。

# どのような異議/要請は 適格ではないか?

- 物品・サービス・コンサルタントサービスの調達 に関して、ADB またはプロジェクト実施者が決定 した事項。これらに関する調査依頼は、ADBの 中央業務サービス部(www.adb.org/COSO)ま で連絡してください。
- ADB職員によるプロジェクト内での不正や汚職の申し立て。これらに関する調査依頼はADBの汚職防止ユニットまたは監査部(www.adb.org/Anticorruption/unit.asp)まで連絡してください。
- プロジェクトが事実上完了してから通常2年以内 に作成されるプロジェクト完了報告書がすでに発 行されている場合。
- すでに以前の検査機能や遵守審査パネルにより検 討済みの事項。
- 2003年5月29日以前にコンセプト・クリアランスが終了した民間セクターのプロジェクト。



ADBのアカウンタビリティ・ メカニズムに関する詳細は、 www.compliance.adb.org まで

# 異議申し立ての内容

訴えには以下の項目を明記すること。

- ADBの支援するプロジェクトにより直接的・実質 的な害を被っている内容、または被る可能性がある 場合は、**その内容**
- 請求のあった直接的・実質的な被害が、プロジェクトの立案、実施の手続き、または実施の過程でADBの作為または不作為が原因で起きたとする根拠、または起きる可能性があるとする根拠
- ADBの支援するプロジェクトにより直接また実質 的な害を被った、または被る可能性がある権利、 および利害の内容
- 申し立て者(またはその代表者)の身元と連絡先、 申し立て者の身元を非公開にするよう要望があった 場合は、その理由
- 代表者がいる場合は、プロジェクトにより害を被った人々の身元と、その人々を代表する権限を有する ことの証明
- 可能であればプロジェクト名や対象地域も含めた、 ADB支援プロジェクトの簡潔な内容
- プロジェクトの影響を受ける住民が考える、ADB が行うべき、またはスペシャル・プロジェクト・ファシリテーターを通じて実施すべき望まれる結果また は改善措置
- 申し立て者がすでに関連業務局に問題を報告しよう と誠実な努力を行った事実表明とその内容
- 上記のいずれか**の情報が提供できない場合はその理** 由
- その他の関連項目や事実とそれを裏付ける書類

スペシャル・プロジェクト・ファシリテータ**ーの連絡** 先:

#### **Special Project Facilitator**

Asian Development Bank 6 ADB Avenue Mandaluyong City 1550 Philippines

Tel: +632 632-4825 Fax: +632 636-2490 E-mail: spf@adb.org URL: www.adb.org/spf

## 要請の内容

要請には以下の項目を明記すること。

- ADBの支援するプロジェクトにより要請者が直接、 実質的な害を被っている内容、または被る可能性 が高いとする場合は、その内容
- 請求のあった直接的・実質的な被害が、プロジェクトの立案、実施の手続き、または実施の過程でADBの作為または不作為が原因で起きたとする根拠、または起きる可能性があるとする根拠
- ADBの支援するプロジェクトにより直接また実質的な害を被った、または被る可能性がある権利、および利害の内容
- 要請者(またはその代表者)の身元と連絡先、要 請者の身元を非公開にするよう要望があった場合 は、その理由
- 代表者がいる場合は、プロジェクトにより害を被った人々の身元と、その人々を代表する権限を有する ことの証明
- 可能であればプロジェクト名や対象地域も含めた、 ADB支援プロジェクトの簡潔な内容
- プロジェクトの影響を受ける住民が考える、ADB が実施すべき望まれる結果または改善措置
- 要請者がすでにスペシャル・プロジェクト・ファシ リテーターに問題を報告しようと努力を行ったとい う事実表明とその内容(申し立ての不適格性によ りスペシャル・プロジェクト・ファシリテーターが 拒否した場合、要請が遵守審査に適していると考 える理由)
- 上記のいずれかの情報が提供できない場合はその理由
- その他の関連項目や事実とそれを裏付ける書類

遵守審査パネルの連絡先:

#### **Secretary, Compliance Review Panel**

Asian Development Bank 6 ADB Avenue Mandaluyong City 1550 Philippines

Tel: +632 632-4149 Fax: +632 636-2088 E-mail: crp@adb.org

URL: www.compliance.adb.org